*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【液石則】技術基準適合表（第一種製造者　移動式製造設備　液化石油ガス法対応）

＜高圧ガス保安法　法律第８条第１号関係＞

　**製造施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ９ | ３ | １ | 液化石油ガス法施行規則第64条第１項の準用 | * **液化石油ガス法施行規則第64条第１項**の基準に適合すること**［別表１］**
 |  |
| ９ | １ | ５ | 第６条の準用 | * **液石則第６条第１項第35号**の基準に適合すること**［別表３］**
 |  |

**［別表１］**液化石油ガス法施行規則第64条第１項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 64 | １ | １ | 容器 | * 貯蔵設備は、容器であること
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ | 耐圧試験【参照】バルク供給・充てん設備告示17条 | **対象：液化石油ガスが通る部分(容器及び附属品検査に合格した附属品****を除く)*** 耐圧試験の試験方法を示すこと
* 完成検査までに耐圧試験の結果等を示すこと
* 認定品等（大臣認定者試験品、KHK検査品等）の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと

※機器一覧表等に、認定等の有無を記載する | 添付資料No. |
|  |  | ３ | 気密試験【参照】バルク供給・充てん設備告示18条 | * 気密試験の範囲及び試験方法を示すこと
* 完成検査までに気密試験の結果等を示すこと

※フローシート等に、試験範囲を図示する | 添付資料No. |
|  |  | ４ | 肉厚算定【参照】バルク供給・充てん設備告示19条 | * 構造図、強度計算書等を添付すること

※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する* 認定品等の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと
* 肉厚の算定ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、型式ごとに行う強度の確認方法を示すこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ | 起動又は停止スイッチの遠隔操作 | * 充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止のスイッチは遠隔操作ができるものであること
 | 添付資料No. |
|  |  | ６ | 火花が発生しない構造 | * 充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発

生しない構造であること | 添付資料No. |
|  |  | ７ | 充てんホース | * 充てんホースは、JISＫ6347(1995)に規定される鋼線網組式ホースであること
 | 添付資料No. |
|  |  | ８ | 安全継手の設置等【参照】バルク供給・充てん設備告示20条 | * 充てんホースには、安全継手を設けること
* 530Nの引張荷重で自動的に分離し、瞬時にガスを遮断するもの
* 充てんホース及び均圧ホースの先端から60cm以内の位置に設けること
 | 添付資料No. |
|  |  | ９ | カップリング用液流出防止装置の設置【参照】バルク供給・充てん設備告示21条 | * 充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設けること

※カップリング用液流出防止装置の表示を示す | 添付資料No. |
|  |  | 10 | 均圧ホースの構造等【参照】バルク供給・充てん設備告示20条バルク供給・充てん設備告示22条 | **対象：均圧ホースを取り付ける場合*** 均圧ホースは、JISＫ6347(1995)に規定される鋼線網組式ホースであること
* 告示に定める安全継手及びカップリングを設置すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 1112 | 緊急遮断装置の設置 | * 液化石油ガスを送り出し又は受け入れるための配管には緊急遮断装置を設けること（容器に緊急遮断装置が設けられている場合を除く）
* 緊急遮断装置は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること(逃がし弁を設置している場合を除く)
 | 添付資料No. |
|  |  | 13 | 液面計【参照】バルク供給・充てん設備告示23条 | * 液面計の設置位置と構造を示すこと
* 液面計は、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を樹脂したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 14 | 温度計【参照】バルク供給・充てん設備告示24条 | * 容器には、液相部を検知する温度計を設置すること
* 温度計は液相部の温度を検知できること
* 測定範囲は、適切に測定でき、最高目盛と最低目盛の範囲が100℃であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 15 | 圧力計【参照】バルク供給・充てん設備告示25条 | * 常用の圧力が、相当程度異なる区分ごとに圧力計を設けること
* JISB7505(1994)ブルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を有し、測定範囲が常用圧を適切に測定できること
 | 添付資料No. |
|  |  | 16 | 誤発進防止装置【参照】バルク供給・充てん設備告示26条 | * 充てん後、充てんホースを格納し、操作箱を閉じなければ解除されない誤発進防止装置を設けること
* 充てんホースを充てんホース受け金具から取り外している間、車両の全輪にブレーキが作動又は車両が発進できない機能を有すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 17 | 緊急停止スイッチ【参照】バルク供給・充てん設備告示27条 | * 移動式製造設備の操作箱から離れた位置に固定したもの及び遠隔操作ができる携帯式の緊急停止スイッチを設けること
* 緊急遮断の閉止、車両のエンジン停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものは、発電機を同時に停止できること
* 警報を発するもの又は表示するものであること
 | 添付資料No. |
|  |  | 18 | 充てん自動停止装置【参照】バルク供給・充てん設備告示28条バルク供給・充てん設備告示29条 | * 充てん作業中に、次の異常を検知したとき、緊急遮断弁の閉止、車両エンジンの停止、ポンプ又は圧縮機を停止及び発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に、警報を発し又は表示する装置を設けること

イ 告示で定めるガス漏れ検知設備が作動したときロ 告示で定める感震器又は振動検知器等の衝撃検知装置が作動したときハ 充てん中に操作箱の扉が開いたとき | 添付資料No. |
|  |  | 19 | 液化石油ガス法施行規則第14条の準用 | * **液化石油ガス法施行規則第14条（第４号及び第６号を除く）**の基準に適合すること**［別表２］**
 |  |

**［別表２］**液化石油ガス法施行規則第14条の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 充てん設備の使用の本拠の所在地 |
| 14 | １ | １ | 所在地の明示及び警戒標【参照】例示基準１ | * 外部から見やすいように警戒標を掲示すること
* 充てん設備の設置位置を白線等により明示すること
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ | 施設距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：　　　　 　 第１種施設距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ第２種施設距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | ３ | 障壁の設置【参照】例示基準２ | * ２号に規定する距離内に保安物件がある場合は、厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の障壁等を設置すること
* 障壁の構造図等を示すこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ | 滞留しない構造【参照】例示基準４ | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと
* 下部換気口の通風可能面積が床面積1㎡当たり300cm2以上であること
 | 添付資料No. |

**［別表３］**液石則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 容器及び容器置場 |
| ６ | １ | 35イ | 容器置場の明示及び警戒標【参照】例示基準１ | * 外部から見やすい位置に警戒標を掲示すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ロ | 容器置場の階数 | * 容器置場は二階建以下とすること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ハ | 置場距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：　　　　 　 第１種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ第２種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | 35ニ | 障壁の設置【参照】例示基準２ | * ハに規定する置場距離内に保安物件がある場合は、障壁を設置すること

※障壁の構造図等を示す | 添付資料No. |
|  |  | 35へ | 滞留しない構造【参照】例示基準11 | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと
* 下部換気口の通風可能面積が床面積1㎡当たり300cm2以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ト | 二階建の容器置場の構造【参照】製造細目告示11条の5 | * 告示で定める構造であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35チ | 消火設備の設置【参照】例示基準26 | * 容器置場には適切な消火設備を設置すること

※消火器の能力や本数を明示する※設置位置を図示する | 添付資料No. |

＜高圧ガス保安法　法律第８条第２号関係＞

　**製造の方法に係る事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ９ | ４ |  | 液化石油ガス法施行規則第72条第１号の準用 | * **液化石油ガス法施行規則第72条第１号**の基準に適合すること**［別表４］**
 |  |
|  | ２ | ２ | 第６条の準用 | * **液石則第６条第２項第７号（ニを除く）**の基準に適合すること**［別表６］**
 |  |

**［別表４］**液化石油ガス法施行規則第72条第１号の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| バルク容器及びバルク貯槽への充てん作業 |
| 72 | 1 | １イ | 充てん前に実施された作業の確認 | **対象：液化石油ガスを最初に充てんする場合*** バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないよう措置されていること
* バルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験が行われていること
* 液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていること
 | 添付資料No. |
|  |  | １ロ | 離隔距離の確認【参考】バルク供給・充てん設備告示２条 | * 充てんするときは、第一種保安物件まで1.5m以上、第二種保安物件まで1.0ｍ以上の距離を確保すること
* 第19条第３号ロ又は告示に定める構造壁等が設けられているときはこの限りでない
 | 添付資料No. |
|  |  | １ハ | 接続部分の漏えい確認 | * 移動式製造設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分に漏えいがないことを確認すること
 | 添付資料No. |
|  |  | １二 | 車両が通過しない措置 | * 充てんホース上を車両が通過しないようにすること
 | 添付資料No. |
|  |  | １ホ | 標識の掲示 | * 充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げること
 | 添付資料No. |
|  |  | １へ | 駐車ブレーキ等 | * 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯させること
 | 添付資料No. |
|  |  | １ト | 車止め等による車両固定 | * 充てん作業中は、車止め等により車両を固定すること
 | 添付資料No. |
|  |  | １チ | 液面の常時監視及び過充てんの防止 | * 充てん作業中は、液面計により常時液面を監視すること
* 充てんした液化石油ガスの容量が、バルク容器又はバルク貯槽の内容積の85％を超えないようにすること
* 地盤面下に埋設されたバルク貯槽で、内容積2000リットル以上のものにあっては90％を超えないようにすること
 | 添付資料No. |
|  |  | １リ | カップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときの措置 | * 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置、バルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと
 | 添付資料No. |
|  |  | １ヌ | 充てん作業後の措置 | * 充てん作業後は、カップリング用液流出防止装置から漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じること
 | 添付資料No. |
|  |  | １ル | 液封防止のための措置 | * バルク容器の液取入バルブ又はバルク貯槽の液取入弁は、液封防止のために常時開放すること
 | 添付資料No. |
|  |  | １ヲ | バルク容器に係る基礎への確実な設置の確認 | * 充てんするとき、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること
 | 添付資料No. |
|  |  | １ワ | 液化石油ガス法施行規則第16条の準用 | * **液石法施行規則第16条第７号**の基準に適合すること**［別表５］**
 | . |

　**［別表５］**液化石油ガス法施行規則第16条の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 16 |  | ７ | 充てん設備の使用の本拠の所在地【参考】例示基準２ | * 充てん設備の使用の本拠の所在地の周囲２m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと

(２m以上離せない場合は、厚さ９cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設けること) | 添付資料No. |

**［別表６］**液石則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 容器置場の基準 |
| ６ | ２ | ７イ | 容器置場の区分 | * 充塡容器と残ガス容器は区分すること

※容器置場の平面図等に配置場所を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ７ロ | 容器置場に置くことができるもの | * 計量器など作業に必要なもの以外置かないこと
 |  |
|  |  | ７ハ | 火気等の制限【参照】例示基準40 | * 容器置場の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと
* 火気等からの距離が２ｍ未満の場合には、火気等から有効に遮る措置を講ずること

※平面図等に、火気使用制限範囲を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ７ホ | 転落転倒防止措置【参照】例示基準41 | **対象：内容積５Ｌ超える充塡容器等*** 転落、転倒を防止する措置を講じ、粗暴な扱いをしないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ７ヘ | 容器置場の燈火 | * 容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと
 |  |

＜高圧ガス保安法　法律第２３条関係＞

**移動に係る事項（車両に固定した容器により高圧ガスを移動する場合）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 48 |  | １ | 警戒標【参照】例示基準１ | * 車両の見えやすい箇所に警戒標を掲示すること
 | 添付資料No. |
|  |  | １の２ | 一般複合容器の期限 | * 一般複合容器であって容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものを、液化石油ガスの移動に使用しないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ | 充塡容器等の温度【参照】例示基準45 | * 常に40度以下に保つこと
* 温度計、又は圧力計及び温度－圧力換算表を設けること
 | 添付資料No. |
|  |  | ３ | 充塡容器等の防波板【参照】例示基準46 | * 液化石油ガスの充塡容器等にあっては、液面動揺を防止するための防波板を設けること
 | 添付資料No. |
|  |  | 4 | 高さ検知棒の設置【参照】例示基準47 | * 地盤面に対し、容器の高さが車両の高さを超える場合は、高さ検知棒を設けること
* 検知棒の先端が、容器の頂部より10㎝以上高くなるように取りつけること

※車両図面等に示す | 添付資料No. |
|  |  | 5 | 後部取出し式容器のバルブと後バンパとの距離 | **対象：後部取出し式容器*** 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40㎝以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 6 | 後部取出し式容器以外の容器と後バンパとの距離 | **対象：後部取出し式容器以外*** 容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30㎝以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 7 | 附属品操作箱【参照】例示基準48 | **対象：容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な附属品が突出した容器*** 附属品は、堅固な操作箱の中に収納すること
* 右側面以外に設けること
* 操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20cm以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 8 | 突出した附属品の損傷防止措置【参照】例示基準49 | * 突出した附属品の損傷を防止するための措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 9 | 液面計【参照】例示基準50 | * 損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | 10 | バルブの開閉【参照】例示基準51 | * バルブ又はコックには、開閉の方向または開閉状態が容易に識別できるようにすること
 |  |
|  |  | 11 | 移動開始時及び終了時の点検等【参照】例示基準52 | * 日常点検を実施し点検表に記録すること
 |  |
|  |  | 12 | 消火設備及び資材等【参照】例示基準53 | * 消火設備及び災害防止のために必要な資材及び工具等を携行すること

※積載する消火器等の能力や本数を明示する※携行する資材、工具類のリストを明示する | 添付資料No. |
|  |  | 13 | 駐車 | **対象：駐車(液化石油ガスを受け入れ及び送り出すときを除く)する場合*** 駐車する場合には、人口密集地を避けること
* 移動監視者又は運転者は、やむを得ない場合を除き、車両を離れないこと
 |  |
|  |  | 14 | 移動監視者 | **対象：質量3000kg以上を移動する場合*** 移動監視者をたてること
 |  |
|  |  | 15 | 免状の携帯 | **対象：移動監視者が必要となる場合*** 移動監視者は、その資格を示す書類を携帯すること
 |  |
|  |  | 16イ～ハ | 事故発生時の連絡措置【参照】例示基準54 | **対象：質量3000kg以上を移動する場合*** 荷送人連絡先、防災事業所一覧、緊急連絡網、事故時の措置等を連絡のための措置を講ずること

※完成検査までに用意する |  |
|  |  | 17イ | 運搬経路 | **対象：質量3000kg以上を移動する場合*** 繁華街や人ごみを避けた運転経路を計画すること
 |  |
|  |  | 17ロ | 運転時間 | **対象：質量3000kg以上を移動する場合*** 規則で定める条件に該当する場合には、交代運転手をたてること
 |  |
|  |  | 18 | 移動時の注意書の携帯 | * イエローカード等を携帯すること

※完成検査までに用意する |  |

**［別表７］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指針 | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ４ | ４ | 高圧ガス設備と火気との距離 | * 高圧ガス設備の周囲2ｍ内における、火気の使用を禁じる措置を講ずること（警戒標の設置や防火壁、障壁の設置等）

※火気使用制限範囲を敷地平面図等に明示する | 添付資料No. |